

公立大学法人公立小松大学理事会規則

平成30年4月1日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人公立小松大学定款（以下「定款」という。）第14条に規定する理事会（以下「理事会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(議決事項)

第2条 理事会は、定款第17条に掲げる事項を議決する。

(招集等)

第3条 理事会は、定款第15条の規定に基づき、理事長が招集する。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、理事会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 理事長が必要と認める場合には、書面により審議をすることができる。

(議長)

第4条 定款第16条第1項の規定に基づき、理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、そのあらかじめ指定する副理事長若しくは理事が、議長の職務を代理する。

3 議長が議題となっている事項に直接の利害関係を有するときは、その事項の審議について、前項が規定する議長に事故があるときに準じ、そのあらかじめ指定する副理事長若しくは理事が、議長の職務を代理する。

(議決)

第5条 定款第16条第4項の規定に基づき、理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 定款第16条第4項中「出席者の過半数」とあるのは、議決しようとする事項に直接の利害関係を有する理事を除く出席者の過半数とする。

3 第3条第3項による書面による審議においては、議決しようとする事項に直接の利害関係を有する理事を除く構成員の過半数の同意をもって議事を決するものとする。

(構成員以外の者の出席)

第6条 理事長が必要と認める場合には、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 定款第16条第5項の規定に基づき理事会に出席する監事は、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 理事会の事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(短期大学教育研究審議会の先議)

2 定款附則第14項に規定する短期大学教育研究審議を置く期間における第3条第1項から第3項までの適用については、同条第1項から第3項中「経営審議会又は教育研究審議会」とあるのは、「経営審議会、教育研究審議会又は短期大学教育研究審議会」とする。